

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 30 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500575号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600032号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社B工場(現在は、A社B事業部)における昭和36年1月1日から同年2月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、昭和37年9月1日から同年10月1日までの期間、昭和38年9月1日から同年10月1日までの期間、昭和40年5月1日から同年8月1日までの期間、昭和43年10月1日から昭和44年10月1日までの期間及び昭和45年10月1日から昭和46年4月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和36年1月及び同年8月の標準報酬月額については、1万6,000円から2万円、昭和37年9月の標準報酬月額については、2万2,000円から2万4,000円、昭和38年9月の標準報酬月額については、2万4,000円から2万8,000円、昭和40年5月から同年7月までの標準報酬月額については、3万3,000円から3万6,000円、昭和43年10月から昭和44年9月までの標準報酬月額については、5万6,000円から6万円、昭和45年10月から昭和46年3月までの標準報酬月額については、7万6,000円から8万円とする。

上述の期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上述の期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のその余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間②から⑤については、請求者のC事業所、D社及びA社E工場における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年1月1日から昭和46年4月1日まで
② 昭和46年4月1日から昭和47年12月1日まで
③ 昭和47年12月1日から昭和48年4月16日まで

- ④ 昭和 48 年 4 月 16 日から昭和 58 年 12 月 16 日まで
- ⑤ 昭和 58 年 12 月 16 日から平成 8 年 12 月 16 日まで

年金定期便と給与明細書を確認したところ、A社（関連事業所のC事業所及びD社を含む）で勤務していた期間の給与が標準報酬月額よりも高額になっている部分があるため、保険給付の対象となる正しい記録に訂正して欲しい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和 36 年 1 月、同年 8 月、昭和 37 年 9 月、昭和 38 年 9 月、昭和 40 年 5 月から同年 7 月までの期間、昭和 43 年 10 月から昭和 44 年 9 月までの期間及び昭和 45 年 10 月から昭和 46 年 3 月までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、上述の期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の上述の期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、昭和 36 年 1 月及び同年 8 月は 2 万円、昭和 37 年 9 月は 2 万 4,000 円、昭和 38 年 9 月は 2 万 8,000 円、昭和 40 年 5 月から同年 7 月までは 3 万 6,000 円、昭和 43 年 10 月から昭和 44 年 9 月までは 6 万円、昭和 45 年 10 月から昭和 46 年 3 月までは 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録どおりの届出をし、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付した旨の回答をしていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 36 年 1 月、同年 8 月、昭和 37 年 9 月、昭和 38 年 9 月、昭和 40 年 5 月から同年 7 月までの期間、昭和 43 年 10 月から昭和 44 年 9 月までの期間及び昭和 45 年 10 月から昭和 46 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、上述の期間を除いた期間については、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、訂正は認められない。

2 請求期間②、③、④のうち昭和 48 年 4 月から昭和 57 年 8 月までの期間及び昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月までの期間並びに請求期間⑤に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、訂

正は認められない。

請求期間④のうち、昭和 57 年 9 月については、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を保管しておらず、事業所も当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保管していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の昭和 57 年 9 月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として昭和 57 年 9 月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500863号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600034号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成18年2月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。なお、標準報酬月額については、別表1の第3欄のとおりとする。

平成18年2月から平成21年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年2月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年2月1日から平成21年9月1日まで
② 平成16年7月15日

A社で勤務していた請求期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、請求期間②の標準賞与額の記録がないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求期間のうち、別表2の第1欄に掲げる月に係る期間については、請求者から提出された給与支給明細書により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

また、請求期間のうち、別表3の第1欄に掲げる月に係る期間については、請求者は、当該

期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を保有していないものの、請求者から提出された当該期間以外に係る給与支給明細書及び源泉徴収票から判断すると、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが推認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる額から同表の第3欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は適正な保険料を納付したかは不明としているが、平成18年2月から平成21年8月までの期間について、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社は、請求者に対し請求期間に賞与を支給したか否かについて不明であり、当該賞与に関連する賃金台帳等も無い旨回答している。

また、請求者は、請求期間②に係る賞与明細書を所持しておらず、賞与から厚生年金保険料が控除されていたか不明である旨回答している。

さらに、B市役所は、課税証明書は5年前までのものしか保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間②当時の賞与支給額及び社会保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表1

第1欄	第2欄	第3欄
請求期間に係る月	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成18年2月	30万円	34万円
平成18年3月		32万円
平成18年4月		38万円
平成18年5月及び同年6月		36万円
平成18年7月及び同年8月		38万円
平成18年9月及び同年10月		36万円
平成18年11月		32万円
平成18年12月		34万円
平成19年1月から同年3月まで		32万円
平成19年4月		34万円
平成19年5月から同年7月まで		32万円
平成19年8月		36万円
平成19年9月	28万円	34万円
平成19年10月		36万円
平成19年11月及び同年12月		32万円
平成20年1月及び同年2月		30万円
平成20年3月		32万円
平成20年4月及び同年5月		34万円
平成20年6月及び同年7月		32万円
平成20年8月		34万円
平成20年9月	24万円	30万円
平成20年10月		36万円
平成20年11月		34万円
平成20年12月		32万円
平成21年1月		34万円
平成21年2月		36万円
平成21年3月及び同年4月		34万円
平成21年5月		32万円
平成21年6月		30万円
平成21年7月及び同年8月		32万円

別表2

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	報酬月額に見合う 標準報酬月額	控除額に見合う 標準報酬月額	オンライン記録の 標準報酬月額
平成18年2月	34万円	38万円	30万円
平成18年3月	32万円	38万円	
平成18年5月及び同年6月	36万円	38万円	
平成18年7月	38万円	38万円	
平成18年8月	41万円	38万円	
平成18年9月	38万円	36万円	
平成18年10月	36万円	36万円	
平成18年11月	32万円	36万円	
平成18年12月	34万円	36万円	
平成19年1月から同年3月まで	32万円	36万円	
平成19年4月	34万円	36万円	
平成19年5月から同年7月まで	32万円	36万円	
平成19年8月	36万円	36万円	
平成19年9月	34万円	36万円	
平成19年10月	36万円	36万円	
平成19年11月及び同年12月	32万円	36万円	
平成20年1月及び同年2月	30万円	36万円	
平成20年3月	32万円	36万円	
平成20年4月及び同年5月	34万円	36万円	
平成20年6月及び同年7月	32万円	36万円	
平成20年8月	34万円	36万円	
平成20年9月	30万円	38万円	24万円
平成20年10月	36万円	38万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	報酬月額に見合う 標準報酬月額	控除額に見合う 標準報酬月額	オンライン記録の 標準報酬月額
平成20年11月	34万円	38万円	24万円
平成20年12月	32万円	38万円	
平成21年1月	34万円	38万円	
平成21年2月	36万円	38万円	
平成21年3月	36万円	34万円	
平成21年4月	34万円	34万円	
平成21年5月	32万円	34万円	
平成21年6月	30万円	34万円	
平成21年7月及び同年8月	32万円	34万円	

別表3

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	報酬月額に見合う 標準報酬月額	控除額に見合う 標準報酬月額	オンライン記録の 標準報酬月額
平成18年4月	41万円	38万円	30万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500911号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月

A社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がないため、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C銀行D支店から提出された請求者の預金取引明細表によると、請求期間において、平成16年6月25日付けでA社からの振込が確認できるが、請求期間前後においても毎月25日(休日の場合は前日の金融機関営業日)に同社からの振込があり、振込金額はいずれも、請求者の当時の標準報酬月額(62万円)に見合う金額となっていることから、当該振込は給与であることが推認される。

また、B社は、請求者の賞与に係る資料は保管しておらず、請求者への賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、E健康保険組合から提出された「被保険者記録照会」及びF厚生年金基金から提出された「加入員記録原簿(資格記録)」では、請求者に係る請求期間の賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500940号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年8月1日から昭和55年8月1日まで

昭和54年8月1日付けでA社に正社員として入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は昭和55年8月1日からとなっている。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、請求期間中に請求者がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は死亡しているため、請求者の請求期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

また、請求者の夫に係るA社の被保険者原票では、請求期間の一部において、請求者は夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、請求期間において、A社に係る請求者の被保険者原票はなく、健康保険証の番号に欠番もない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。